大和市告示第１５３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の７第２項の規定により、次のとおり特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした。

令和８年９月２４日

大和市長　古谷田　　力

１　特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和８年９月２４日

２　地方税共同機構に行わせる特定収納事務に係る特定歳入等

市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び農業委員会の所管に属する歳入（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７３条の４第１項各号及び地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１２条の２の２０第２項において準用する同条第１項各号に掲げるものを除く。）、誤払金等の戻入及び歳入歳出外現金